

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志布志市長 下平 晴行

市町村名 (市町村コード)	志布志市 (462217)	
地域名 (地域内農業集落名)	帖五区 (馬見ヶ塚・横尾上・西内之倉・毛穴野・下柳・棚ヶ下り・東弓場ヶ尾・西弓場ヶ尾・弓里・横尾下・平和)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月17日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①県道沿いの農地については大規模法人が耕作しており、休眠地は少ないが、その他の農地については、農地所有者及び耕作者の高齢化により、営農リタイア者が増えてきており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が増加することから、新たな担い手の確保が急務。
②相続未登記土地により、賃貸借契約が難しくなっている農地が増えてきている。
主な作物：甘藷、馬鈴薯、飼料作物、白菜、キャベツ、カボチャ、茶、いちご、果樹、花き

(2) 地域における農業の将来の在り方

作物の生産や栽培方法：現状と変わりなく行っていく。
今後の将来の在り方：今後も引き続き、地域内の認定農業者等への集約化を進めつつ、入作を希望する認定農業者や新規就農者等の受け入れを促進していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	270.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	270.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。保全・管理が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の経営の農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・地域としてまとまって基盤整備や土地改良を行うため、入作の耕作者との連携を強化していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地区内外から多様な経営体を受け入れて、計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していく。 ・意向を踏まえながら担い手として育成していくため、行政やJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく実施する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣の隠れ場となる耕作放棄地等を農地所有者、耕作者、地域住民と協力体制を確立し管理を行う。また、補助事業を活用し広域的な電気柵の設置などの対策を行う。